

モトクロス関係者 各位

【通達】 平成 27 年度第 1 回モトクロス委員会決定事項（技術委員会承認済）報告

「付則 17.モトクロス基本仕様」、「付則 18.国内モトクロスの仕様」、

「付則 18-2. 50cc クラスの仕様について」の規則改訂

平成 27 年 7 月 16 日に開催された「平成 27 年度第 1 回モトクロス委員会」にて審議・決定したモトクロス技術規則に対し、以下の通り、技術委員会にて規則改訂が承認されましたことをご報告致します。

なお、下記改訂規則の適用開始は、2015 年 9 月 1 日からと致します。

1. 「付則 18 国内モトクロス技術仕様」適用クラス（IB/NA/NB/J/LMX）のフロントフォーク等コーティング規則改訂

付則 18 国内モトクロス技術仕様 7-2（237 頁）「下記部品は一部において改造、変更が許可される」に 7-2-8、7-2-9 を追記する。

- ◇ 7-2-8 フロントフォークのインナーチューブ及びリヤサスペンションダンパーロッドへのコーティング加工
- ◇ 7-2-9 フロントフォークアウターチューブ及びリアサスペンション外筒へのアルマイト処理

2. 「付則 18-2 50cc クラスの仕様について」ハンドルバー交換（※現状公認車両ではチャイルドクロス B クラスのみ該当）

付則 18-2 50cc クラスの仕様について（240 頁）に 4-3-1 を追記する。

- ◇ 4-3 ハンドルグリップ（グリップ以外のハンドル部品の公認車両からの変更、改造は認められない）

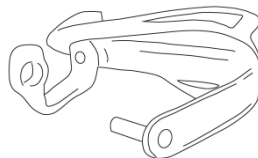
【追加】 4-3-1 ハンドルバー単体で交換ができる構造の車両に限り、ハンドルバー、スロットルスリーブ、スロットルワイヤーの交換が認められる。

3. 「付則 17 モトクロス基本仕様 3-5-6 ハンドプロテクター」の規則改訂（※IA も含めて全クラスに適用）

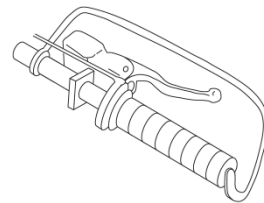
付則 17 モトクロス基本仕様（226 頁）3-5-6 の表記を以下の通り改訂し、3-5-6-1、3-5-6-2 を追記する。

- ◇ 3-5-6 ハンドプロテクターが使用される場合、非粉碎材質の樹脂製でなくてはならない。
- ◇ 3-5-6-1 ハンドルバー先端に固定される形状のものは使用できない。
- ◇ 3-5-6-2 金属製材質のもの（樹脂製ガードの内側に金属製材質の支柱で全面が囲われている形状のものを含む）は使用できない。

＜使用できない例＞



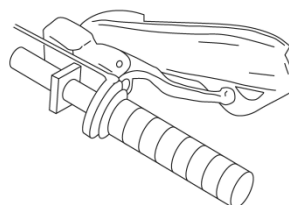
バーエンドに固定される形状



金属製材質の支柱で囲われている形状

＜使用可能例＞

バーエンドに固定されず、非粉碎樹脂であり、金属製材質等でハンドルが囲われていない形状



以上

MFJ モトクロス委員長 田中隆造
MFJ 技術委員長 小林興次